

特許改革法案、
上院本会議は3月31日以降の数週間、下院法案と同内容に修正との見通し
(AIPLA 観測)

2008年3月21日
JETRO NY 澤井

知的財産権法協会(AIPLA)¹カーク事務局長より同協会メンバー宛てに送られた回状(19日付)によれば、特許改革法案の上院本会議審議は3月31日以降の数週間、法案は両院協議会を避けるため、既に本会議を通過している下院法案と同内容のものに修正されるのではないかとの見通しを示している。

併せて、こうした動きは、両院司法委員会により行われており、これが奏功すれば、上院本会議通過後、法案は速やかに下院でも承認され大統領に送付されるであろうとも記されている。

なお、同回状の趣旨は、出願人に先行技術調査や分析等を課すAQS(Applicant Quality Submissions)規定²に焦点を当て、同規定導入への警戒(Legislative Alert)を促すもの。今般、AIPLA事務局長は、同回状を通じ、各会員地元の上院議員に対し、同規定への反対を働きかけるよう求めている。反対の背景としては、特許出願関連費用の3倍にも達する高騰や不公正行為規定による権利の不安定化を述べているところ。

(了)

¹ 知的財産権法協会(AIPLA: American Intellectual Property Law Association): 知的財産関連法の改善、裁判における適正な法解釈、公衆及び会員へのIPの啓発活動を目的として、1897年に設立された弁護士協会。会員は、16000人以上に上り、法律事務所、企業、政府関係機関、大学等の弁護士で構成される。

² 同規定は、審査の質の向上を理由に、出願人(一部小規模出願人を除く)に対し、先行技術調査報告、関連情報、特許性に関する分析の提出を義務付け得る内容。下院法案(本会議通過)では、USPTO長官にかかる要件を課す権能を与える一方、上院法案(司法委通過)では、要件を法定化。USPTOがその導入を切望してきたが、AIPLAの他、知的財産権者協会(IPO)などユーザーはこれに反発しているところ。同回状によれば、USPTO職員団体も反対している模様。